(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・忠類村合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、 幕別町・忠類村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 幹事会は、幕別町・忠類村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、幕別町・忠類村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議に提案する 事項について協議又は調整するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、幹事会は、幕別町及び忠類村の合併に関し必要な事項について協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(組織)

- 第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(幹事長及び副幹事長)

- 第5条 幹事長は、幹事会の会議(以下「会議」という。)を主宰し、会議の議長と なる。
- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又幹事長が欠けたときは、 幹事長の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、幹事長が必要に応じて招集する。
- 2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しな ければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、 会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成15年12月25日から施行する。 附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行する。

別表(第3条関係)

団体名	職	名
幕別町	助役	
	総務部長	
	企画室長	
忠類村	助役	
	総務課長	
	企画課長	